

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律に基づく

# 神戸市分別収集計画

## (令和5年度～令和9年度)

## 1. 計画策定の意義

本市では、「神戸市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、循環型社会の実現に向けて、分別の徹底とさらなるごみの減量・資源化を推進するため、平成20年11月から「家庭ごみの指定袋制度」、「大型ごみの申告有料収集」、「容器包装プラスチックの分別収集（北区先行実施）」、平成23年4月からは、全市での「容器包装プラスチックの分別収集」といった新たな施策を導入し、制度導入前と比較し、市内のごみ量は約35%減少している。

さらなる排出抑制を支援するため、地元の商店街や市場の魚屋、青果店、豆腐店などの専門家を訪ね、包装にプラスチックを使わない食材を選び、持参した容器に入れてもらう「脱プラショッピング」の取組みを推進していく。

一方、プラスチック資源循環を促進する「つめかえパックリサイクル事業」や地域と一体でリサイクルを推進する「資源回収ステーション」の運営、ペットボトルのボトル to ボトルリサイクルの水平リサイクルなどまわり続けるリサイクルの取組みを推進している。

また、本計画はこのような状況のなか、「容器包装リサイクル法」第8条に基づいて、一般廃棄物の大きな割合を占める容器包装廃棄物を分別収集し、最終処分量の削減を図る目的で、市民・事業者・市それぞれの役割を明確にし、具体的な推進方策を明らかにするとともに、関係者が一体となって取り組むべき方針を示すものである。

## 2. 基本的な方向

本計画は、「次世代へつなげる循環型都市“こうべ”」を基本理念とする「神戸市一般廃棄物処理基本計画」における基本方針に則し、これまでの分別収集の実績を勘案し策定した。

- (1) むだをなくし、ごみをできるだけ出さない暮らしの確立（2Rの推進）
- (2) 効率的で適正な処理に向けた排出・分別ルール of 徹底
- (3) 若者から高齢者まで幅広い市民や全ての事業者にいきわたる情報発信と行動の展開

循環型都市“こうべ”の実現に向け、上記3つの方針を掲げ、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たし、人口減少・超高齢社会等の社会情勢に対応しながらさまざまな施策を展開していく。

施策の展開にあたっては、可能な限り、ごみの発生抑制（リデュース）や製品等の再使用（リユース）を進め、次に再生利用（リサイクル）を進めるという3Rの考え方に基づいて、市民・事業者・市の三者が「ごみの減量・資源化」を推進する。

取組の順序についてはまず、「そもそもごみとして排出されるものを減らす」2R（リデュース・リユース）の取組を優先していく。

次に、効率的で適正な処理のために、適切な排出・分別ルールの徹底を図るとともに排出や分別に困っている高齢者や障がい者に対して地域福祉とも連携しながら排出の支援に取り組んでいく。最終的にどうしてもごみとして処理しなければならないものについて、生活環境の保全や公衆衛生の向上を図りながら、環境にできるだけ負荷をかけないように適正に処理を行う。

そして、継続的な啓発に努めるとともに、若者から高齢者まで、従来から居住している人から転居してきた人（共同住宅（マンション）入居者、外国人など）まで、全ての市民・事業者がごみに関して理解を深めるための情報を効果的に発信し、日々の行動につながる施策を展開していく。

### 3. 計画期間

本計画の計画期間は令和5年4月を始期とする5年間とし、令和7年度に見直す。

### 4. 対象品目

本計画は、容器包装廃棄物のうち、スチール製容器、アルミ製容器、ガラス製容器（無色、茶色、その他）、飲料用紙製容器、段ボール、その他の紙製容器包装、ペットボトル、その他のプラスチック製容器包装を対象とする。

### 5. 各年度における容器包装廃棄物の排出量の見込み（法第8条第2項第1号）

（単位：t）

		5年度 (2023)	6年度 (2024)	7年度 (2025)	8年度 (2026)	9年度 (2027)
容器包装廃棄物		85,282	84,474	83,165	82,155	81,134
品 目 内 訳	主としてスチール製の容器	1,854	1,836	1,808	1,786	1,764
	主としてアルミニウム製の容器	3,114	3,084	3,037	3,000	2,963
	主として無色のガラス製容器	4,131	4,092	4,029	3,980	3,930
	主として茶色のガラス製容器	2,273	2,252	2,217	2,190	2,163
	主としてその他の色のガラス製容器	2,394	2,371	2,334	2,306	2,277
	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	3,460	3,427	3,374	3,333	3,292
	主として段ボール製の容器	14,436	14,299	14,078	13,907	13,734
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	14,619	14,481	14,256	14,083	13,908
	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	6,534	6,472	6,372	6,295	6,217
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記 PET 以外のもの	32,467	32,159	31,661	31,276	30,888

6. 容器包装廃棄物の排出の抑制を促進するための方策に関する事項（法第8条第2項第2号）

排出抑制のためには、市民・事業者の自主的な取り組みが重要であり、市としては支援策として、引き続き以下の施策を進める。

対 象	支 援 策
市 民	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「エコタウンまちづくり」の推進</li> <li>・ 「ふれあいごみスクール」などの体験型学習、K O B E こどもエコクラブ事業、こうべエコちゃれゼミの実施、神戸こどもエコチャレンジ21 倶楽部への支援など、環境教育・環境学習の充実</li> <li>・ クリーンセンターでのごみ学習プログラムの充実</li> <li>・ 資源集団回収活動助成制度の充実</li> <li>・ 雑がみ出しやすさの向上のための取り組み</li> <li>・ 一斉クリーン作戦の実施</li> <li>・ 優良クリーンステーション顕彰</li> <li>・ 家庭系ごみの指定袋制度</li> <li>・ 大型ごみの申告有料収集</li> <li>・ まわり続けるリサイクルの推進</li> <li>・ 地域の回収拠点「資源回収ステーション」の整備</li> <li>・ つめかえパックリサイクルプロジェクトの推進</li> <li>・ 脱プラショッピングの推進</li> </ul>
事業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 店頭回収の推進</li> <li>・ 大規模事業所への減量資源化指導</li> <li>・ 大規模事業所廃棄物管理責任者研修会の開催</li> </ul>
広 報 啓 発	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 家庭から出るごみと資源の分け方・出し方「ワケトンブック」、ルールチラシ、「広報紙K O B E」など各種広報媒体の活用</li> <li>・ 市ホームページにおけるごみ分別検索等の機能強化</li> <li>・ 啓発動画を作成し、SNSなどで情報発信</li> <li>・ アプリによる分別・収集日等の案内（K O B E ぽすと、5374（ごみなし）神戸版等）</li> <li>・ ごみと資源分別徹底キャラクター「ワケトン」を活用した啓発</li> <li>・ 「出前トーク」などによる市民との直接対話</li> <li>・ クリーンセンター、エコエコひろば等における環境教育・啓発</li> <li>・ リサイクル工房における2Rを中心とした啓発</li> </ul>

7. 分別収集をするものとした容器包装廃棄物の種類及び当該容器包装廃棄物の収集に係る分別の区分（法第8条第2項第3号）

市が分別収集するものについては、次表の区分で行う。

また、集団回収によるものについては、スチール缶、アルミ缶、牛乳パック、段ボール等の区分で、店頭回収によるものについては、スチール缶、アルミ缶、ガラスびん、ペットボトル、トレイ及び牛乳パック等の区分で回収する。

分別収集をする容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分
		令和5年度～9年度
缶	主としてスチール製の容器	缶・びん・ペットボトル (袋混合収集)
	主としてアルミニウム製の容器	
びん	主として無色のガラス製容器	
	主として茶色のガラス製容器	
	主としてその他の色のガラス製容器	
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記PET以外のもの	

8. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み(法第8条第2項第4号)

(単位：t)

	5年度		6年度		7年度		8年度		9年度	
主としてスチール製の容器	1,477		1,472		1,466		1,459		1,451	
主としてアルミニウム製の容器	2,923		2,912		2,901		2,886		2,871	
主として無色のガラス製容器	2,082		2,074		2,067		2,056		2,045	
	指定法人 280	別ルート 1,802	指定法人 273	別ルート 1,802	指定法人 265	別ルート 1,802	指定法人 254	別ルート 1,802	指定法人 243	別ルート 1,802
主として茶色のガラス製容器	1,551		1,546		1,540		1,532		1,524	
	指定法人 341	別ルート 1,211	指定法人 335	別ルート 1,210	指定法人 329	別ルート 1,210	指定法人 322	別ルート 1,210	指定法人 314	別ルート 1,210
主としてその他の色のガラス製容器	1,532		1,526		1,520		1,513		1,505	
	指定法人 326	別ルート 1,205	指定法人 321	別ルート 1,205	指定法人 315	別ルート 1,205	指定法人 307	別ルート 1,205	指定法人 299	別ルート 1,205
主として紙製の容器であって飲料を充てんするためのもの(原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く。)	356		354		353		351		349	
主として段ボール製の容器	10,438		10,399		10,361		10,307		10,252	
主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	3,776		3,762		3,748		3,728		3,709	
	指定法人 0	別ルート 3,776	指定法人 0	別ルート 3,762	指定法人 0	別ルート 3,748	指定法人 0	別ルート 3,728	指定法人 0	別ルート 3,709
主としてポリエチレンテレフタレート(PET)製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの	6,011		5,989		5,967		5,935		5,904	
	指定法人 2,756	別ルート 3,255	指定法人 2,746	別ルート 3,243	指定法人 2,736	別ルート 3,231	指定法人 2,721	別ルート 3,214	指定法人 2,707	別ルート 3,197
主としてプラスチック製の容器包装であって上記PET以外のもの	8,503		8,471		8,440		8,396		8,352	
	指定法人 8,167	別ルート 336	指定法人 8,136	別ルート 335	指定法人 8,106	別ルート 334	指定法人 8,064	別ルート 332	指定法人 8,021	別ルート 330
(うち白色トレイ)	194		194		193		192		191	
	指定法人 0	別ルート 194	指定法人 0	別ルート 194	指定法人 0	別ルート 193	指定法人 0	別ルート 192	指定法人 0	別ルート 191
計	38,648		38,505		38,362		38,161		37,961	

9. 各年度において得られる分別基準適合物の特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込みの算定方法

特定分別基準適合物ごとの量及び容器包装リサイクル法第2条第6項に規定する主務省令で定める物の量の見込み

= 令和3年の分別基準適合物等の収集実績 × 人口変動率

10. 分別収集を実施する者に関する基本的な事項（法第8条第2項第5号）

分別収集をする容器包装廃棄物の種類に応じ、下表のとおり分別収集を実施する。

分別収集する容器包装廃棄物の種類		収集に係る分別の区分	収集・運搬	選別・保管
缶	主としてスチール製の容器	缶・びん・ペットボトル	市による定期収集	民間事業者 に委託
	主としてアルミニウム製の容器			
びん	主として無色のガラス製容器			
	主として茶色のガラス製容器			
	主としてその他の色のガラス製容器			
プラスチック	主としてポリエチレンテレフタレート（PET）製の容器であって飲料又はしょうゆを充てんするためのもの		容器包装プラスチック	市による定期収集
	主としてプラスチック製の容器包装であって上記PET以外のもの	事業者による店頭回収		民間事業者
紙	主として紙製の容器包装であって、飲料を充てんするためのもの（原材料としてアルミニウムが利用されているものを除く）	牛乳パック	住民団体による集団回収 公共施設拠点回収 事業者による店頭回収	民間事業者
	主として段ボール製の容器	段ボール	住民団体による集団回収 事業者による店頭回収	民間事業者
	主として紙製の容器包装であって上記以外のもの	雑がみ	住民団体による集団回収	民間事業者

1 1. 分別収集の用に供する施設の整備に関する事項（法第 8 条第 2 項第 6 号）

缶・びん・ペットボトルを選別する施設として、資源リサイクルセンターを運営する。

分別収集する容器包装 廃棄物の種類	収集に係る 分別の区分	収集容器	収集車	中間処理
主としてスチール製の 容器	缶・びん・ペ ットボトル	指定袋	2t パッカー車 又は ミニダンプ車	資源リサイク ルセンター (選別・圧縮 施設)
主としてアルミニウム 製の容器				
主として無色のガラス 製容器				
主として茶色のガラス 製容器				
主としてその他の色の ガラス製容器				
主としてポリエチレン テレフタレート (PET) 製の容器であ って飲料又はしょうゆ を充てんするためのもの				
主として紙製の容器包装 であって、飲料を充 てんするためのもの (原材料としてアルミ ニウムが利用されてい るものを除く)	牛乳パック	ひもでくくる プラスチック コンテナなど	集団回収による収集 公共施設拠点回収に よる収集 店頭回収による収集	民間事業者
主として段ボール製の 容器	段ボール	ひもでくくる	集団回収による収集 店頭回収による収集	民間事業者
主として紙製の容器包装 であって上記以外の もの	雑がみ	ひもでくくる	集団回収による収集	民間事業者
主としてプラスチック 製の容器包装であって 上記 PET 以外のもの	容器包装プ ラスチック	指定袋	2t パッカー車 又は ミニダンプ車	民間事業者 に委託

(資源リサイクルセンターの概要)

- ・ 稼動開始 平成 16 年 6 月
- ・ 所在地 神戸市西区見津が丘 1 丁目 9 (神戸複合産業団地内)
- ・ 処理内容 缶、びん、ペットボトル自動選別 (一部手選別)・圧縮
- ・ 処理能力 90 t / 日